

## 2 中国残留日本人孤児の身元調査

### (1) 保有資料による確認調査

孤児から身元の調査を求める依頼が寄せられた場合、厚生労働省は、申立てを基に、厚生労働省が保有している資料と照合を行う。

なお、該当すると思われる者が抽出できた場合には、都道府県を通じて現戸籍の確認、家族に確認を求めるなどの依頼を行うことにしているため、ご協力いただきたい。

### (2) 訪日調査及び訪中調査の変遷

ア 昭和50年3月から昭和56年1月まで計9回、孤児から送られた顔写真、身体的な特徴、肉親と離別した時の事柄などを報道機関の協力を得て、広く一般に公開して情報を求める公開調査を行った。(公開調査による身元判明166名)

イ その後、在日親族から、実際に孤児と対面して顔を見、身体的な特徴、孤児が覚えている手掛かりを確認したいとの要望が強まったため、身元が確認できない孤児については一定期間日本に招き、報道機関の協力を得て、肉親を捜す訪日調査を昭和56年3月から行い、平成11年度までに計30回、2,116名の孤児が参加し、うち673名の身元が確認された。

ウ 訪日調査対象孤児のうち、障害等の理由により訪日調査に参加することが困難である孤児については、平成3年度及び平成4年度において厚生省(当時)職員が中国に出向き、直接当該孤児から聴き取り調査等を行い、これまで4名の孤児の身元が確認されている。

エ 平成6年度以降は、調査の促進を図るため、孤児と確認されない者(いわゆる未確定者)について、中国政府担当者と協力して中国現地で直接孤児等から聞き取りを行う訪中調査を実施し、日本人孤児としての蓋然性が高いと判断した者を訪日調査に参加させてきた。

オ しかし、長い年月の経過により孤児の保有する肉親情報が少なく、高齢化した孤児の訪日に伴う精神的・身体的負担の軽減を図り、早期の帰国希望に応える必要があることから、平成12年度からはこれまでの集団による訪日調査に替えて、

- ① 厚生労働省職員が訪中し、孤児等との面接調査を日中共同で行い(共同調査)、
- ② 日中両国政府で「中国残留日本人孤児」と確認された者について、日本で顔写真、身体的特徴、肉親との離別の状況等の情報を「孤児名簿」として公開し肉親情報を収集し(情報公開調査)、
- ③ その後、集団一時帰国として訪日させ、肉親情報のある者については肉親と思われる者との対面調査を行う(訪日対面調査)ことにした。

(平成12年度以降、90名(ロシア在住の孤児1名を含む)が中国残留日本人孤児と確認され、12名の身元が確認されている。)

これにより、日中両国政府で「中国残留日本人孤児」と確認された者については、本人の希望を確認の上、直接、永住帰国又は一時帰国させる方法に改めた。

なお、情報公開調査の際には、孤児の情報を記載した名簿及びポスター、共同調査時に撮影した孤児のビデオ(DVD)を都道府県に配布することになっているため、都道府県においても、孤児調査究明会議の開催、関係の広報媒体の活用など情報の公開・収集にご協力いただきたい。

### (3) 身元未判明孤児に対する調査の継続

訪日調査において身元が判明しなかった孤児について、昭和62年度から3年計画で行った肉親探し調査班の派遣による肉親調査を継承し、平成2年度からは全国に肉親調査員を配置して、引き続ききめ細かな調査、肉親情報を収集するなど、調査の徹底を図ることにしている。

